

令和8年度 かるまい文化交流センター自動販売機設置事業者募集要項

軽米町（以下「町」と言う。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」と言う。）の募集に参加される方は本募集要項を熟読の上、お申し込み下さい。

1 公募物件・機器

(1) かるまい文化交流センター 2階自動販売機置き場

(2) かるまい文化交流センター バス待合所風除室

※ (1) (2) ともに清涼飲料水又は食品を取り扱う自動販売機とする。(両方も可とする)

※ 設置面積には使用済み容器等の回収ボックスは含みません。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人、個人又は公共的団体に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

(1) 申込みの日から過去3年間において、岩手県内の公共施設において、自動販売機の設置の実績を有する者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当しないこと。

(3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

(6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

町が使用者の必要性や使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、当初設定した公募条件等を変更しないことを前提として、令和11年3月31日までを限度に引き続き使用を許可します。ただし、町の事情等により契約期間中でも契約を解除する場合があります。その場合残存期間についての損害等の補償はしないものとします。

イ 使用料

年額 20,982円/m²×使用面積m²（小数点第3位は四捨五入）

※軽米町行政財産使用料条例に基づき算出

※使用期間が1年に満たない場合は日割り計算により使用料を決定します。

ウ 電気料

自動販売機に掛かる電気使用料は、設置事業者の負担とします。なお、計算方法は下記ア～ウのとおりとする。

(ア) 年間消費電力 kwh ÷ 12 か月 = 月消費電力 kwh

(イ) 基本料金 + (月消費電力 kwh × 電力単価) + 消費税 = 月電気料金

(ウ) 月電気料金 × 12 ヶ月 = 年間電気使用料

※基本料金及び電力単価は施設が契約する電力会社の一般的な低圧電力プランの金額を採用する。

※年間消費電力は、自動販売機メーカーが公表する年間消費電力を採用する。

エ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した一切の費用は設置事業者の負担とします。

(2) 設置条件

自動販売機は別紙設置位置図に示した場所に設置すること。なお、設置場所サイズを超えないものとし、転倒防止等の安全対策も併せて行うこと。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守して下さい。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を期限までに確実に納入すること。

イ 使用期間中に、2 応募資格要件(7)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売機の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、町の指示に従うこと。

オ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料などの酒類をイメージする飲料の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

カ 食品の自動販売機は、食品に対応した汎用のものを用いること。また品目は軽食(カップ麺、おむすび、サンドイッチ、惣菜パン、菓子パン、菓子、デザート等)とする。

(4) 維持管理責任

次の事項を遵守して下さい。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックス又はゴミ箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、他の自動販売機のごみが混入している場合も適切に処理すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、(2) 設置条件のとおりとし、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに設置前の状態に原状回復すること。なお、原状回復に掛かる費用は設置事業者の負担とします。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送又は持参にて受付いたします。

申込受付期間 令和8年3月10日(火)～令和8年3月19日(木) 正午必着

送付先 〒028-6302

九戸郡軽米町大字軽米8-87-1

軽米町教育委員会事務局宛

(2) 申込に必要な書類

応募申込書(所定様式) 1部

5 設置事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
応募が2者以上ある場合は、下記のとおりくじ等の抽選により決定します。

(1) 抽選の手順

ア 予備抽選

本抽選でくじを引く順番を決定します。

イ 本抽選

各応募者の「総合優先順位」を決定します。

(2) 設置場所割当てのルール

抽選で決まった「総合優先順位」が上の者から順に、希望する場所を割り当てます。

ア 第1順位者の割当て

本抽選の第1順位者が、その第1希望とする場所に決定します。

イ 第2順位者以降の割当て

抽選順位が上の者から順に、まだ空いている場所に当該事業者の希望場所があれば、そこに決定します。

ウ 重複設置(特例)

原則として、1事業者1箇所の設置とします。上記の手順を行っても設置者が決まらない場合に限り、既に1箇所当選している者であっても、抽選順位の上の者から順に2箇所目の設置を認めます。

(例) 1番くじ(業者B): 希望設置場所①、第1希望の「場所①」に決定

2番くじ(業者A): 希望設置場所①、業者Bで決定したため、選外

3番くじ(業者C): 希望設置場所①②(①が第1希望)、第2希望の「場所②」に決定

4 番くじ（業者 D）：希望設置場所②、業者 C で決定したため、選外
⇒設置場所①：業者 B、設置場所②：業者 C

6 使用許可の申請の手続き

設置事業者に決定した者は、下記提出書類を令和 8 年 3 月 27 日（金）までに提出して下さい。

- （1）行政財産使用許可申請書（所定様式）
- （2）設置する自動販売機のカatalog（寸法・消費電力のわかるもの）

7 問い合わせ

軽米町教育委員会事務局

電 話 0 1 9 5 - 4 6 - 4 7 4 4

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（土日祝日除く）